



答 申

西東京市特別職報酬等審議会

第1 はじめに

西東京市特別職報酬等審議会（以下「本審議会」という）は、西東京市長から令和3年8月16日付3西総職第950号により西東京市特別職の報酬等に関して次の事項について諮問を受けた。

（諮問事項）

- 1 市議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の年間支給割合
- 2 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額及び期末手当の年間支給割合

諮問を受けた本審議会は、令和3年8月16日に第1回、10月22日に第2回、12月24日に第3回、令和4年1月14日に第4回の審議会を開催し、審議した結果、次のとおりの結論に達したので答申する。

第2 答申

- 1 西東京市（以下「本市」という）における市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について

本市における市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

議長	月額	627,000円	を	月額	614,000円	に
副議長	月額	561,000円	を	月額	549,000円	に
常任委員長	月額	544,000円	を	月額	533,000円	に
特別委員長	月額	544,000円	を	月額	533,000円	に
議会運営委員長	月額	544,000円	を	月額	533,000円	に
議員	月額	528,000円	を	月額	517,000円	に
市長	月額	990,000円	を	月額	970,000円	に
副市長	月額	877,000円	を	月額	860,000円	に
教育長	月額	778,000円	を	月額	763,000円	に
常勤の監査委員	月額	679,000円	を	月額	666,000円	に改める。

- 2 期末手当の年間支給割合について

特別職の期末手当については、報酬等と同様に一般職の職員の給与を前提としてその額を反映すべきことから、現行の年間4.20月から0.25月分引き上げ、支給割合を年間4.45月とすることが適当である。

第3 審議の経過

- 1 新型コロナウイルス感染症の流行等の社会経済情勢、本市の財政状況や市議会の運営状況、他市の特別職報酬等の状況等、様々な意見が委員間で交わされた。また審議を行うにあたり、平成21年11月17日付の答申（以下「平成21年答申」という）で導かれた「体系」・「水準」の考え方を踏まえて、議論を行った。

平成21年答申で導いた「体系」・「水準」論の趣旨については、以下のとおりである。

(1) 体系

- ① 市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長は常勤職であり給料及び期末手当はその職責に応じた格付けを行うことが可能である。その際、準拠基準としては常勤である一般職の部長級職員が最適である。
- ② 特別職の格付け割合算出（例：市長年収／部長級職員年収）にあたっては、本市を除く類似団体の平均値と本市を除く東京都25市の平均値の間で相互にバランスの取れた値をもとに検討することが適当である。
- ③ 議員の報酬については、その法的性格は曖昧である。地方自治法の改正により議員報酬が他の非常勤職員の報酬規定から切り離されたため、純粋な意味での非常勤には相当しないと考えられるが、格付けについては常勤職の準拠基準である一般職の部長級職員を上回らない程度にすべきである。

(2) 水準

社会経済情勢を特別職の報酬等にどのように反映させるべきかについては、民間企業等の給与実態の網羅的な調査に基づく人事院勧告及び東京都人事委員会勧告（以下「東京都勧告」という）を反映した本市一般職の部長級最高年収額を用いることが適当である。これにより、社会経済情勢に応じて特別職の報酬等の額の水準を導くことが可能になる。また、上述の基準で導かれた特別職の報酬等の水準に対し、いかなる場合に市民感情からの見直しを実施するかについては、平成21年答申では「本市の財政状況」、とりわけ「本市の財政状況が著しく悪化した場合」という例示がなされている。

- 2 1で述べた「体系」・「水準」のうち、(1)「体系」については、一般職の部長級職員の年収額を用いるという基本的な考え方を踏襲すべきであることを確認した。そのうえで、一般職の期末手当を0.1月引き下げるという令和3年10月15日付の東京都勧告の内容を反映させるかが議論された。当初想定していた本審議会のスケジュールを後ろに延ばし、令和3年11月30日に本市議会へ提出される一般職の給与条例の改定案の審議結果を踏まえて反映させるべきであると確認した。(2)「水準」については、本市の市民感情をどう報酬額に反映させるかが議論された。東京都勧告の内容を反映させるだけでは、本市の実態が十分に反映されているとはいえないため、地域格差による係数を掛けるなど様々な角度

から議論するべきであるという意見が出された。

- 3 1で述べた「体系」を踏まえ、給料・報酬月額と期末手当の割合について議論を行った。①過去の答申にならい、期末手当の支給割合を一般職と同様に揃え、給料・報酬月額を減額する、②現行の期末手当の支給割合を変えずに調整する、③直近の東京都人事委員会勧告の内容を踏まえ、給料・報酬月額を変えず減額分すべてを期末手当で調整する、との3つの案について意見が交わされた。審議の結果、従前と同様の手法により、かつ、給料・報酬月額を減額した方が手当への反映を含め、今後総計として減額幅が大きくなる可能性があり、結果的に市民感情に配慮することになるとの理由から、①の案が妥当であるとの結論に至った。

第4 附帯意見

4回にわたる審議の結果、本審議会では先に述べた答申のとおり結論に達したが、審議の過程において、本審議会のあり方を含めて様々な意見が見られた。今後、本審議会において西東京市特別職の報酬等の適正な金額を検討する際の参考とするため、今回の審議の中で示された意見につき、今後の検討課題と位置づけ以下のとおり付言する。

- ・今回の答申では、本市独自の市民感情、地域の実情が具体的にどう反映されているかが明確ではない。次回の審議会においては、この部分をどのように報酬等に反映させるか、他市の審議会の状況等を参考に多角的に議論するべきである。
- ・平成21年答申で導いた「体系」・「水準」論を今後も踏襲するべきかどうかの議論を行うため、本審議会の開催について日程等のスケジュールを含めて検討するべきである。
- ・本審議会は概ね5年に1度開催され、直近1年だけの一般職の部長級年収額を基本に特別職の報酬等を決めていることから、その他の年次における社会経済情勢は反映されていない。この点について、本審議会の開催を5年に1度にするかどうかの妥当性を改めて検討する必要がある。特に、今回の新型コロナウイルス感染症の流行等、社会経済情勢に著しい変化が生ずるような場合には、柔軟な対応を図るべきである。

令和4年1月19日

西東京市特別職報酬等審議会

会 長 竹之内 一幸

職務代理 山内 章

委 員 栗島 博

委 員 鈴木 悟

委 員 平 勇介

委 員 高木 保男

委 員 高橋 雅人

委 員 中川 明子

委 員 平山 喜弘

委 員 横山 順一郎

西東京市特別職及び一般職の年収比較(期末手当支給割合4.45月の場合)

職名	給料等	給料及び報酬月額	給料及び報酬合計 (年間12月分)	期末手当合計 (年間4.45月分)	合 計 (年収)	部長年収との比較	
						率	金 額
特別職	市長	円 970,000	円 11,640,000	円 5,179,800	円 16,819,800	% 149.9%	円 5,602,746
	副市長	860,000	10,320,000	4,592,400	14,912,400	132.9%	3,695,346
	教育長	763,000	9,156,000	4,074,420	13,230,420	117.9%	2,013,366
	常勤の監査委員	666,000	7,992,000	3,556,440	11,548,440	103.0%	331,386
	議 長	614,000	7,368,000	3,278,760	10,646,760	94.9%	△ 570,294
	副議長	549,000	6,588,000	2,931,660	9,519,660	84.9%	△ 1,697,394
	委員長等	533,000	6,396,000	2,846,220	9,242,220	82.4%	△ 1,974,834
	議 員	517,000	6,204,000	2,760,780	8,964,780	79.9%	△ 2,252,274

職名	給料等	給料及び手当月額	給料及び手当合計 (期末・勤勉手当を除く) (年間12月分)	期末・勤勉手当合計 (年間4.45月分)	合 計 (年収)

現行と改定後の年収比較

◆現行

	給料/報酬(月額)	給料/報酬(年額)	期末手当(4.20月)	年収
市長	990,000	11,880,000	4,989,600	16,869,600
副市長	877,000	10,524,000	4,420,080	14,944,080
教育長	778,000	9,336,000	3,921,120	13,257,120
常勤監査委員	679,000	8,148,000	3,422,160	11,570,160
議長	627,000	7,524,000	3,160,080	10,684,080
副議長	561,000	6,732,000	2,827,440	9,559,440
常任委員長等	544,000	6,528,000	2,741,760	9,269,760
議員	528,000	6,336,000	2,661,120	8,997,120

◆改定後

	給料/報酬(月額)	給料/報酬(年額)	期末手当(4.45月)	年収
市長	970,000	11,640,000	5,179,800	16,819,800
副市長	860,000	10,320,000	4,592,400	14,912,400
教育長	763,000	9,156,000	4,074,420	13,230,420
常勤監査委員	666,000	7,992,000	3,556,440	11,548,440
議長	614,000	7,368,000	3,278,760	10,646,760
副議長	549,000	6,588,000	2,931,660	9,519,660
常任委員長等	533,000	6,396,000	2,846,220	9,242,220
議員	517,000	6,204,000	2,760,780	8,964,780

◆現行と改定後の差額

	給料/報酬	給料/報酬(年額)	期末手当	年収
市長	△ 20,000	△ 240,000	190,200	△ 49,800
副市長	△ 17,000	△ 204,000	172,320	△ 31,680
教育長	△ 15,000	△ 180,000	153,300	△ 26,700
常勤監査委員	△ 13,000	△ 156,000	134,280	△ 21,720
議長	△ 13,000	△ 156,000	118,680	△ 37,320
副議長	△ 12,000	△ 144,000	104,220	△ 39,780
常任委員長等	△ 11,000	△ 132,000	104,460	△ 27,540
議員	△ 11,000	△ 132,000	99,660	△ 32,340

年額及び月額

1 年額

(単位:円)

	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員	議長	副議長	常任 委員長等	議員
設定倍率による年額 (①×②)③	16,825,581	14,918,681	13,236,123	11,553,565	10,656,201	9,534,495	9,254,069	8,973,643
設定倍率①	1.50	1.33	1.18	1.03	0.95	0.85	0.825	0.80
間差	0.17		0.15		0.10		0.025	
部長級最高年収額②	11,217,054	11,217,054	11,217,054	11,217,054	11,217,054	11,217,054	11,217,054	11,217,054
現行の年額④	16,869,600	14,944,080	13,257,120	11,570,160	10,684,080	9,559,440	9,269,760	8,997,120
現行倍率	1.50	1.33	1.18	1.03	0.95	0.85	0.826	0.802
間差	0.17		0.15		0.10		0.024	
差引(③-④)	△ 44,019	△ 25,399	△ 20,997	△ 16,595	△ 27,879	△ 24,945	△ 15,691	△ 23,477

2 月額

	市長	副市長	教育長	常勤の 監査委員	議長	副議長	常任 委員長等	議員
設定倍率による月額 (③÷17.34月(12月+5.34月)⑤	970,333	860,362	763,328	666,295	614,544	549,855	533,683	517,511
現行の月額⑥	990,000	877,000	778,000	679,000	627,000	561,000	544,000	528,000
差引(⑤-⑥)	△ 19,667	△ 16,638	△ 14,672	△ 12,705	△ 12,456	△ 11,145	△ 10,317	△ 10,489

※ 5.34月=4.45月×1.2(役職加算を加味)